

令和 6 年度東京都福祉人材確保対策推進協議会専門部会設置要領

（目的）

第 1 条 この要領は、「東京都福祉人材確保対策推進協議会設置要綱」（以下「要綱」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき設置する専門部会（以下「部会」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置する部会及び検討事項）

第 2 条 部会は、次のとおり設置し、各項に掲げる事項について検討を行う。

（1）普及啓発部会

福祉業界における福祉人材の魅力発信に関すること。

（2）人材確保部会

福祉業界における福祉人材の確保・育成・定着に関すること。

（3）若手 P T

（1）及び（2）のほか、福祉人材確保対策に関すること。

（運営）

第 3 条 各部会の運営については、要綱第 8 条から第 12 条までの規定を適用する。

（雑則）

第 4 条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 9 日から施行する。